



工事や事業の監査を実施しました

集会所や水路の施工状況を確認

市が発注した工事が、安全で効率的に施工されているかを確認するため、昨年11月10日に箕郷町の生原2区地区集会所建設工事、1月18日に井野町地内の屋敷添水路築造工事の監査が行われました。

監査は、自治体工事監査の技術支援や技術指導・研修などを行っている大阪技術振興協会の協力により、市監査委員が実施。監査基準などに基づき、市が建設業者に発注した工事の設計や施工、工事現場の安全管理が適正に行われているかなど、書類と工事現場の両方を審査しました。

また、昨年11月には、市内22か所の小中学校、幼稚園、保育所(園)に出向き監査を実施。地震・防火対策や薬品の管理状況、感染症対策など、子どもたちが安全に安心して過ごせる施設かを細部にわたり審査しました。

監査内容と結果の詳細は、市ホームページ(右記)で順次公開します。



工事計画の進行や教室の使用状況などを確認

年間を通じて監査を実施

市監査委員は、公正で効率的な行財政を確保するため、地方自治法の規定により設置されている執行機関です。財務に関する事務や、地方公営企業の経営管理などが適正に行われているかどうかを、市長から独立した立場でチェックしています。

監査対象は、一般会計や特別会計の決算をはじめ、市の財務事務、補助金を受けている団体、施設の指定管理者、市指定金融機関の事務などです。

問い合わせは、監査委員事務局(☎321-1300)へ。



税の公平性を確保し滞納を減らす

差し押さえた不動産の公売を実施します

市は、市税の滞納処分として差し押さえた不動産を入札により公売します。参加方法など詳しくは、入札書と一緒に配布する「公売広報」か、市ホームページ(下記)で確認してください。入札書などは、事前に電話で取り寄せてください。市役所2階納税課でも配布しています。

問い合わせは、納税課(☎321-1225)へ。



■出品物

売却区分番号	所在地	内容	最低入札価格	公売保証金
2-26	八幡町	建物1棟、宅地5筆(計1,955.6㎡)	1,463万円	150万円
2-27	引間町	田1筆(288㎡)	659万円	70万円
2-28	箕郷町矢原	建物1棟、宅地2筆(計557.24㎡)	588万円	60万円
2-29	阿久津町	建物2棟、宅地2筆(計1,254.39㎡)	1,568万円	160万円
2-30	倉賀野町	畑5筆(計267.84㎡)	705万円	80万円
2-31	八幡町	建物1棟、宅地3筆(計130.66㎡)	249万円	30万円
2-32	八千代町2丁目	建物1棟、宅地1筆(113.25㎡)	422万円	50万円
2-33	剣崎町	建物1棟、宅地4筆(計118.28㎡)	118万円	20万円
2-34	金古町	建物1棟、宅地1筆(919㎡)、畑1筆(49㎡)	686万円	70万円

- 公売保証金の納付期間=2月10日(水)~3月5日(金)(入札前に納付してください)
- 入札期間=2月22日(月)~3月5日
- 開札日時=3月11日(水)午前10時
- 開札場所=市役所17階171会議室
- 売却決定日時=3月18日(水)午前10時
- 売却決定場所=納税課
- その他=公売実施の有無は、事前に問い合わせてください

雪道の歩行や運転に注意してください

1月23日から24日にかけて、市内の平野部でも雪が降りました。雪が積もると、滑って転んだり、車がスリップして事故が起きたりしやすくなります。雪が降ったときは、不要不急の外出を控えてください。外出が必要な場合は、次の点に気を付け、時間に余裕を持って行動してください。問い合わせは、防災安全課(☎321-1352)へ。



雪が積もった連雀町の交差点(平成30年1月)

市ホームページで降雪時の対応を紹介しています▶



■外出しなければいけない場合は…

【歩く場合】

- 長靴や、靴底に深い溝のある滑りにくい靴を履く
- 重心を前に置く
- 小さな歩幅で、靴の裏全体を地面につけて歩く

特に注意する場所…横断歩道、バスやタクシーの乗降場所、日陰、建物の出入り口、歩道や車道の傾斜のある所

【車を運転する場合】

- 車間距離を長く取り、ゆっくり走る
- 急な発進やブレーキ、ハンドル操作をしない

特に注意する場所…交差点付近や坂道、橋の上やトンネルの出入り口



詐欺電話の撃退に効果的です

通話を自動録音できる電話機などの購入に補助

市は、高齢者の詐欺被害を未然に防ぐため、録音機能などの付いた電話機や機器の購入費用を補助しています。補助金額は、かかった費用の2分の1で、最大5,000円です。設置や付属品の購入などにかかった費用は対象になりません。

申し込みは、3月31日(水)までに、市役所16階防犯・青少年課(☎321-1297)か各支所地域振興課にある申請書に記入し、必要な物を持って同課へ。申請書は、市ホームページからダウンロードもできます。

- 対象となる人=次の①~③の全てに当てはまる人①本市に住民登録があり、その住所所に居住している②昭和26年4月1日以前に生まれた③市税の滞納がない
- 対象となる機器=新品で、次の①~④の全て

に当てはまる物①「通話が録音されます」などの警告メッセージが自動で流れる②通話内容が自動で録音される③昨年4月1日以降に購入した④自宅に設置した ●必要な物=領収書、カタログや取扱説明書など購入した機器の機能が確認できる物、申請者の口座の分かる通帳のコピー、印鑑(朱肉を使う物)、本人確認のできる物、代理人が申請する場合は委任状

詐欺防止機能内蔵の電話機

購入への補助は、来年度も継続する予定です

